

1. 2024年3月期（第95期）の危機対応準備金及び特別準備金の額

危機対応準備金	1, 295億円
特別準備金	4, 008億円

2. 危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠

（1）危機対応準備金

- ・ 当金庫の当期純利益の水準は、2021年度183億円、2022年度229億円、2023年度153億円と一定の黒字を確保しており、また、2024年3月末時点での利益剰余金は2,439億円となっている。こうした状況を踏まえ、欠損のてん補を行うことは予定していない。
- ・ 当金庫は危機対応業務を実施する責務を有する金融機関として、有事にあたって円滑に危機対応業務を実施し、中小企業の金融円滑化を図るためには、引き続き十分な資本が必要である。2024年3月末時点で約1兆7,000億円の危機対応融資残高を有することに加え、今後危機対応融資先の信用悪化やプロパー融資による反復支援等が予想される状況にあること、円滑に危機対応業務を実施するためにも安定した財務基盤の維持を図る必要があることも考慮し、危機対応準備金を今年度において国庫納付を行うことは予定していない。
- ・ なお、今後の国庫納付は、「危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至った」と判断できる場合に返納を検討していくが、融資先の信用リスク増加等の状況を長期的に見極め、その必要性を判断していく。

2025年3月期（第96期）の見通し

1, 295億円（前年同期比 変わらず）

（2）特別準備金

- ・ 当金庫の当期純利益の水準は、2021年度183億円、2022年度229億円、2023年度153億円と一定の黒字を確保しており、また、2023年3月末時点での利益剰余金は2,439億円となっている。こうした状況を踏まえ、欠損のてん補を行うことは予定していない。
- ・ 他方で、当金庫は、中小企業に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を行う金融機関であり、貸出金の大宗が中小企業向けとなることから、他の金融機関と比較して信用リスク・アセットが大きい状況である。
- ・ また、中期経営計画では、スタートアップ支援や事業再生支援等を差別化分野と位置づけ、より踏み込んだ企業支援に取り組むとともに、2023年6月に成立した「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」に盛り込まれている出資業務の拡大に向けて再生分野での出資業務や、担保・経営者保証に依存しない融資等も積極的に行っている。
- ・ このため、中小企業金融の円滑化という目的に係る状況や、現状の自己資本比率や格付けの状況等を総合的に勘案すれば、引き続き自己資本の充実と財務内容の健全性の向上に取り組んでいく必要があり、今年度において国庫納付を行うことは予定していない。
- ・ なお、「新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会」の報告書で、一定額の積立てが求められていることを踏まえ、当金庫として今

後もしっかりと安定した収益を確保し、国庫納付のための準備として、毎年度一定額の積立を行うこととする。

2025年3月期（第96期）の見通し

4,008億円（前年同期比 変わらず）